

## 市民意見募集手続(パブリックコメント)の制度化について

### 1 市民意見募集手続とは

市の基本的な政策を定める計画等を策定しようとする際に、その計画案等を公表し、市民等から意見を募集するもの。市は提出された意見を考慮し、計画等の案に反映できるか検討した上で最終的な意思決定を行い、意見の概要とこれに対する市の考え等を公表する一連の手続をいいます。(手続の流れは【資料 1】のとおり)

### 2 制度化の目的

上田市には、これまで意見募集手続に関する基準がなく、計画等の対象範囲や公表方法、募集期間等については、担当各課の判断により実施されているため統一が取れていませんでした。こうしたことから、「上田市市民意見募集手続に関する要綱」【資料 2】を定め、全庁共通のルールとして、以下のものについて統一を図りました。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

- ・意見募集をする計画等の対象範囲(要綱第 3 条)
- ・計画等公表の方法、募集期間(同第 6 条、第 7 条)
- ・結果の公表(同第 8 条) 等

### 3 意見募集手続の制度化に関する市の方針

#### (1) 上田市自治基本条例(平成 23 年 4 月 1 日施行)

(意見等の公募)

第 28 条 市は行政に関する事項について、市民の意見等を公募するよう努めます。

- 2 市は、公募により提出された意見等を尊重し意思の決定を行うとともに、その意見等の概要及び市の考えを市民に公表するよう努めます。

#### (2) 第二次上田市総合計画(前期まちづくり計画)

第 1 編 自治・協働・行政【市民が主役のまちづくり】

第 3 章 地方分権にふさわしい行財政経営

1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実

基本施策 1-③多様な主体の市政参加・参画と連携の促進

「審議会など附属機関のあり方、市民アンケートやパブリックコメントなど市民意見の反映に係る広聴体制を総合的に見直し、市政に対する多様な主体の参加機会の拡充を図ります。」

#### (3) 第三次上田市行財政改革大綱アクションプログラム

取組項目名：市民意見公募(パブリックコメント)の制度化

改革の概要：自治基本条例に基づき、市政への市民参加と意見の反映を図るため、市民意見公募を制度化する。

#### 4 全国地方公共団体における意見募集手続制度の制定状況

平成 27 年 1 月 5 日現在、都道府県及び市区町村における状況は全団体 1,788 団体のうち 1,002 団体 (56.0%) が制定しており、また、制定の形式は、要綱や要領等で制定している団体が最も多く 798 団体 (79.4%) となっている。

(資料：平成 27 年 3 月「意見公募手続制度の制定状況に関する調査結果」総務省自治行政局)

#### 5 県内 19 市の状況

##### (1) 制度化の状況

- ① 制度化済み：14 市（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、千曲市、佐久市、東御市、安曇野市）
- ② 未制度化：5 市（須坂市、小諸市、伊那市、飯山市、塩尻市）

##### (2) 募集期間の状況（国、県、制度化 14 市）

- ① 「30 日以上」：国、県、7 市（松本市、上田市、諏訪市、大町市、千曲市、東御市、安曇野市）
- ② 「概ね 1 月」：6 市（長野市、岡谷市、飯田市、中野市、茅野市、佐久市）
- ③ 「3 週間以上」：1 市（駒ヶ根市）

#### 6 平成 30 年度における意見募集手続の実施状況

3 件（平成 30 年 10 月末現在） 【資料 3】 のとおり

※ 参考として、本年度実施の「上田市立地適正化計画（案）」について、上田市ホームページ掲載の募集記事及び募集結果を添付しました。

パブリックコメント  
市民意見募集手続の流れ（制度の概要）

対象となる計画等<sup>※1</sup>の起案

※1「計画等」とは（要綱第3条）

- ア 市の基本的な政策を定める計画（総合計画等）
  - イ 個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
  - ウ 市民の権利義務に関わる条例等
- 《対象の適用除外（第4条）》

市民意見募集手続

①計画等の案を市民等<sup>※2</sup>に公表（第5条）

計画等の案と併せて、次の資料を公表する。

- ア 計画等の案の趣旨、目的及び背景
- イ 計画等の案の概要
- ウ 計画等の案に関連する資料

《意見の提出先・提出方法・提出期限等を明示》

※2「市民等」とは（第2条）

- ア 市内に居住、通勤、通学する者
- イ 市内に事務所等を有する個人や法人等
- ウ 案件に利害関係を有する個人や法人等

【公表の方法（第6条）】公表は指定場所での閲覧及び市ホームページへの掲載による  
《公表に当たり、意見募集手続を行う旨、広報うえだやホームページ等で周知》

②市民等の意見の募集（第7条第1項）

《募集期間は30日以上》

《募集期間の短縮規定あり（同条第2項）》

【意見の提出方法（第7条第3項）】

指定場所への提出、郵便、電子メール  
FAX等

《匿名不可（第7条第4項）》

③市民等の意見の検討

■ 反映できる意見

→ 意見を取り入れて計画等の案の修正

■ 反映できない意見

→ 理由の整理

④計画等の意思決定（第8条第1項）

【結果の公表方法（第8条第2項）】

指定場所での閲覧及び市ホームページへの掲載

《類似意見に対する市の考え方はまとめて公表  
できる（第8条第3項）》

《個別回答は行わない（第8条第4項）》

《公表の省略（第8条5項）》

⑤結果の公表（第8条第2項）

- ア 提出された意見の概要
- イ 意見に対する市の考え方
- ウ 計画等の案の当該修正内容

※議決を要する計画等

市議会へ提案・議決

計画等の施行・実施

## 上田市市民意見募集手続に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、上田市自治基本条例（平成23年条例第1号）第28条の規定に基づき、市の政策形成過程において、市民等の意見を述べる機会を確保し、その意見を反映することによって、参加と協働による自治を推進するため、市民意見募集手続に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民意見募集手続 市の基本的な政策に関する計画等の立案過程において、実施機関がその案の計画等の案を公表したうえで、市民等の意見を募集し、提出された意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
  - ア 市内に居住する者
  - イ 市内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 市内で事業活動その他の活動を行うもの
  - エ 市民意見募集手続に係る案件に利害関係を有するもの

## (対象)

第3条 市民意見募集手続は、次に掲げる計画等（以下「計画等」という。）の策定又は改廃等について実施するものとする。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
- (2) 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

## (対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民意見募集手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速または緊急を要するとき。
- (2) 法令等の制定又は改廃に伴う改正を行うとき。
- (3) 軽微な変更を行うとき。
- (4) 法令等その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他市民意見募集手続に準じる手続を行うとき。

## (計画等の案の公表)

第5条 実施機関は、計画等の策定等をしようとするときは、当該計画等についての最終的な意思決定を行うまでの適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。
  - (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
  - (2) 計画等の案の概要
  - (3) 計画等の案に関連する資料
- 3 実施機関は、第1項の規定により計画等の案を公表するときは、意見の提出先、提出方法、提出期限その他意見の提出に必要な事項を明示するものとする。

(公表の方法)

- 第6条 前条の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び市のホームページへの掲載により行うものとする。
- 2 実施機関は、前条に定める公表をするときは、市の広報紙、ホームページその他の方法により、当該計画等の案の名称、閲覧方法及び前条第3項に定める意見の提出に必要な事項を周知するものとする。

(意見の募集)

- 第7条 実施機関は、市民等の意見を募集するための必要な期間として、公表の日から30日以上を設けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を付して募集期間を短縮することができる。
  - 3 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
    - (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
    - (2) 郵便
    - (3) 電子メール
    - (4) ファクシミリ
    - (5) その他実施機関が定める方法
  - 4 意見を提出しようとする市民等は、氏名、住所（法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名）その他実施機関が必要と認める事項を明示するものとする。

(提出された意見の取扱)

- 第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の案について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を、実施機関が指定する場所での閲覧及び市のホームページへの掲載により、公表するものとする。ただし、提出された意見の中に、上田市情報公開条例（平成18年条例第12号）第8条各号に掲げる情報が含まれる場合は、当該意見又は情報の全部又は一部を公表しないものとする。
    - (1) 提出された意見の概要
    - (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
    - (3) 計画等の案の当該修正内容
  - 3 前項に規定する公表において、提出された意見の類似の意見及びこれに対する市の考え方は、それぞれまとめて公表することができる。

- 4 前2項に規定する公表において、意見提出者への個別の回答は行わないものとする。
- 5 前条の規定により提出された意見が、計画等の案に関わりのないもの及び賛否の結論のみを示したものの場合は、第2項に規定する公表を省略することができる。

(一覧表の作成)

第9条 市長は、市民意見募集手続の実施状況について、各年度の手続を行った案件の一覧表を作成し、市のホームページ等により公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 市民意見募集手続（パブリックコメント）の実施状況

### 平成30年度の実施状況

計画等の案の名称	案の公表及び意見の募集期間	担当課	実施結果
<u>上田市立地適正化計画(案)</u>	平成30年5月16日（水曜日）～ 平成30年6月14日（木曜日）	都市計画課 電話：23-5134	意見 18件
<u>上田市空家等対策計画（素案）</u>	平成30年5月16日（水曜日）～ 平成30年6月14日（木曜日）	建築指導課 電話：23-5430	終了 しました
<u>上田市庁舎改築基本設計（案）</u>	平成30年6月18日（月曜日）～ 平成30年7月18日（水曜日）	庁舎整備室 電話：71-7702	終了 しました

### 平成29年度に実施された意見募集

計画等の案の名称	案の公表及び意見の募集期間	担当課	実施結果
<u>上田市庁舎改修・改築基本計画（案）</u>	平成29年9月16日（土曜日）～ 平成29年10月2日（月曜日）	庁舎整備室 電話：71-7702	意見 0件
<u>第3次上田市地域福祉計画（案）</u>	平成29年11月24日（金曜日）～ 平成29年12月11日（月曜日）	福祉課 電話：71-8081	意見 9件
<u>第7期上田市高齢者福祉総合計画（案）</u>	平成29年12月1日（金曜日）～ 平成29年12月20日（水曜日）	高齢者介護課 電話：23-6246	意見 11件
<u>上田市子ども・子育て支援事業計画の見直し（案）</u>	平成29年12月1日（金曜日）～ 平成29年12月22日（金曜日）	子育て・子育て支援課 電話：23-5106	意見 7件
<u>第5期上田市障がい福祉計画 第1期上田市障がい児福祉計画（案）</u>	平成29年12月20日（水曜日）～ 平成30年1月5日（金曜日）	障がい者支援課 電話：23-5158	意見 20件
<u>ごみ処理基本計画（案）</u>	平成29年12月25日（月曜日）～ 平成30年1月12日（金曜日）	ごみ減量企画室 電話：22-0666	意見 18件
<u>第2次上田市環境基本計画（案）</u>	平成29年12月25日（月曜日）～ 平成30年1月12日（金曜日）	生活環境課 電話：23-5120	意見 10件
<u>第3次上田市民健康づくり計画（案）</u>	平成29年12月27日（水曜日）～ 平成30年1月12日（金曜日）	健康推進課 電話：28-7123	意見 0件
<u>上田市市営住宅等長寿命化計画（案）</u>	平成30年2月1日（木曜日）～ 平成30年2月14日（水曜日）	住宅課 電話：23-5176	意見 0件
<u>上田市スポーツ施設整備計画（案）</u>	平成30年3月28日（木曜日）～ 平成30年4月10日（火曜日）	スポーツ推進課 電話：23-6372	意見 0件

# 上田市立地適正化計画（案）における基本的な方針等に対する意見の募集について

---

上田市では、「上田市立地適正化計画」策定にあたり、市民の皆さんからのご意見を募集します。当計画は、人口減少社会に対応した、安心して住みよい“まちづくり”を目指した「拠点集約型都市構造」の形成を目的として策定するものです。

パブリックコメントの募集は終了しました。御協力いただきありがとうございました。お寄せいただいた意見とそれに対する市の考え方については、以下を御覧ください。

なお、いただいた御意見等は、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に要約いたしました。

[上田市立地適正化計画（案）における基本的な方針等に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果（PDF：245KB）](#)

---

## 公表する資料

---

1. [計画（案）（PDF：16,559KB）](#)
2. [計画等の案の概要（PDF：3,281KB）](#)
3. [計画等の案に関する資料（PDF：2,162KB）](#)

---

## 意見募集期間

---

平成30年5月16日（水曜日）から平成30年6月14日（木曜日）まで（必着） 終了しました

---

## 資料の閲覧場所

---

- 1.都市計画課（市役所本庁舎4階）
- 2.行政資料コーナー（市役所本庁舎1階）
- 3.丸子、真田、武石地域自治センター地域振興課
- 4.豊殿、塩田、川西地域自治センター

---

## 意見を提出できる方

---

- 1.市内に居住、通勤、通学する方
- 2.市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体
- 3.市民意見募集手続に係る案件に利害関係を有する個人または法人その他の団体



## 提出方法

---

[上田市立地適正化計画（誘導区域案）市民意見募集手続入力フォーム（外部サイトへリンク）](#) 終了しました

次のいずれかの方法で提出することもできます。

- 1.都市計画課への直接提出
- 2.郵送：〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 都市計画課調査計画担当あて
- 3.ファクシミリ：0268-23-5134（課直通）

[意見用紙（ダウンロード）（PDF：97KB）](#)

[意見用紙（ダウンロード）（ワード：23KB）](#)

意見記録の正確さを期すため、口頭電話でのご意見はお受け付けしていません。

御意見を提出される方の住所、氏名（法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名）を明記してください。匿名は対象としません。

## 結果の公表について

---

提出された意見の概要、提出された意見に対する実施機関の考え方、計画等の案の当該修正内容については、市ホームページへの掲載や指定する場所での閲覧により公表します。

ご提出いただいたご意見への個別の回答はいたしません。

[上田市立地適正化計画（案）における基本的な方針等に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果（PDF：245KB）](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

## お問い合わせ

[上田市役所都市建設部都市計画課](#)

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

電話番号：0268-23-5134（調査計画担当） 0268-23-5127（街路公園整備担当、景観緑化係）

ファックス番号：0268-23-8247

[お問い合わせフォーム](#)

(様式5)

## 市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市立地適正化計画(案)における基本的な方針等

2 募集期間 平成30年5月16日(水曜日)から平成30年6月14日(木曜日)まで

### 3 実施結果

(1)件数 18件(7人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
11件(1人)	1件(1人)	4件(3人)	2件(2人)	18件(7人)

### 4 意見に対する市の考え方

【計画案を修正・追加する】

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	2 立地適正化計画の概要	・計画書3ページ、<都市づくりの課題>の文章中、「『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えでまちづくりを進めていくことが求められています。」とある箇所を、「『コンパクト・プラス・ネットワーク』(集約型都市構造)の考えで、人口規模に見合ったまちづくりを進めていくことがもとめられています。」とするのはどうか。	御意見いただいたとおり、<都市づくりの課題>の文章中へ、「(集約型都市構造)」、「人口規模に見合った」の追記を検討いたします。
2	2 立地適正化計画の概要	・計画書4ページ、(3)計画の特徴②届出制度の囲みの中に、「従来の都市計画マスタープランによる土地利用計画に加えて、届出・勧告という緩やかなコントロール法により、時間をかけながら一定区域を誘導することを目指します。」と追記するのはどうか。	御意見いただいた箇所では、概要として簡潔に述べる必要があると考えているため、今後届出制について詳細に説明する箇所において、届出制度の目的等の記載を検討いたします。
3	その他	・届出制度について、計画書に記載するとともに、届出の手引きの作成など住民への周知が必要ではないか。	御意見のとおり、計画書において届出制度について記載するとともに、市民のみならず及び市内事業者のみなさんへの周知が図れるよう検討いたします。

【計画案に盛り込まれており、計画案を修正しない】

4	2 立地適正化計画の概要	<p>・計画書 3 ページ、2-2 計画概要 (1)立地適正化計画とは の文章中、「包括的なマスタープラン」とある箇所を、「包括的なマスタープラン(公共交通、市街地活性化、産業振興、雇用確保、子育て環境、生活環境、防災、地域コミュニティ、地域包括体制)」とするのはどうか。</p>	<p>御意見いただいた箇所の前述で「居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する」としており、御意見の内容を含めた記載と考えていることから、記載のとおりとさせていただきます。</p>
5	6 基本方針	<p>・計画書 42 ページ、目標3「安全・快適に暮らせる都市」づくりの説明文に「健幸都市上田を目指し、市民の健康づくり、社会参加を推し進め、市民が健康で安心して住みやすい町づくりに取り組みます。※スマートウェルネスシティ首長研究会、全国 72 自治体のひとつに加わり、スマートウェルネスシティ上田を目指しています。」と追記するのはどうか。</p>	<p>「上田市立地適正化計画」は、上田市が目指す将来都市像「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」を掲げる「第二次上田市総合計画」を、上位計画としており、同計画に記される「拠点集約型都市構造による持続可能な“まちづくり”」を進めるための計画です。</p> <p>したがって、「上田市立地適正化計画」の策定には「健幸都市うえだ」を目指す考えが根幹にあるので、基本方針については、記載のとおりとさせていただきます。</p>
6	7 都市機能誘導区域	<p>・概要版 9 ページ、6.誘導区域の設定、「6-1.都市機能誘導区域設定の考え方」を「6-1.都市機能誘導区域(周辺からの交通アクセス性、都市機能の集積状況を勘案し、都市全体における各種生活サービス施設(医療、福祉、商業等)の効率的な提供拠点を目指す区域)設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。</p>	<p>計画書の該当箇所(61 ページ、7 都市機能誘導区域)において、区域について説明をしていることと、概要版ではできる限り簡潔に表記する必要があるため、記載のとおりとさせていただきます。</p>
7	全体	<p>・市の中心部だけに拠点が形成されると、郊外の過疎化が予想される。交通、生活、健康維持、高齢化問題等、郊外の居住者も不便なく生活できるようにしてほしい。</p>	<p>上田市が目指す「コンパクトシティ」とは、中心拠点一極に人口や都市機能施設の集約を図るものではなく、複数の拠点が交通ネットワークで結ばれた「多極型ネットワーク+拠点集約型都市構造」への転換を目指すものです。</p> <p>上田市は、上田・丸子の中心市街地、そして郊外にあるそれぞれの地域が、公共交通網や幹線道路等のネットワークで結ばれており、現状において良好なバランスが保たれています。</p> <p>しかしながら、今後人口減少が進む中、中心市街地にある都市機能を持続するには、周囲の「衛星」となる、各地域が同様に持続していく必要があると考えています。そ</p>

			<p>のため、真田、武石、豊殿、塩田、川西の各地域に「生活複合拠点」を位置づけ、それぞれの地域の実状に沿った施策を施し、地域拠点とその周辺地域の生活の質の維持を図りたいと考えています</p> <p>この、中心拠点と各地域拠点の、「多極的なコンパクト化」は、上田市独自の考え方であり、コンパクト化した各拠点間を、公共交通や幹線道路網のネットワークで結び、中心拠点と地域拠点が相互に共存する、良好な位置関係の継続を図りたいと考えています。</p>
--	--	--	---

【計画案を修正しないが、今後、参考・検討とする】

8	2 立地適正化計画の概要	<p>・計画書 4 ページ、(4)計画で定める区域のイメージの図において、左上の囲みの中、「立地適正化計画の区域＝都市計画区域」を「立地適正化計画は、原則として都市計画区域の全体」とするのはどうか。</p>	<p>計画書 41 ページにおいて計画区域を説明しており、本ページのイメージ図では模式的に表現することを目的としていますが、分かりやすさを加えるため、記載の文言について再度検討いたします。</p>
9	6 基本方針	<p>・計画書 42 ページ、目標 2 「人々の交流を育む都市」づくりを「人の姿がみえる都市」づくりとするのはどうか。</p>	<p>本計画は、上田市都市計画マスタープランを上位計画とし、基本方針についても上位計画と整合を図り設定していますので、目標 2 につきましては、記載のとおりとさせていただきます。</p>
10	9 居住誘導区域	<p>・概要版 9 ページ、6.誘導区域の設定、「6-2.居住誘導区域設定の考え方」を「6-2.居住誘導区域（人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域）設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。</p>	<p>計画書の該当箇所(70ページ、9 居住誘導区域)において、区域について説明をしていることと、概要版ではできる限り簡潔に表記する必要があるため、記載のとおりとさせていただきます。</p>
11	10 誘導施策	<p>・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。</p>	<p>人口が減少しても、その地域に暮らす市民がいる限り、道路や水路等のインフラや、下水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。</p>
12	全体	<p>・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計画書の見直し時には、高校生等</p>	<p>見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生等地域の学生との意見交換の場や、そのような機会を設け、見直す計画に反映できるよ</p>

		の意見交換の場や機会を設けるのはどうか。	う検討いたします。
--	--	----------------------	-----------

【検討の結果、計画案に反映しない】

13	6 基本方針	・概要版 7 ページ、5-1. 拠点設定の考え方、5 行目「多極的な観点から」を「多極的な(多極ネットワーク型コンパクトシティ)の観点から」と追記するのはどうか。	前文からの流れを考慮し、計画書 47 ページ、6-3-2 拠点設定の基本的な考え方、3 行目「そのため、市内全域を対象にそれぞれの拠点を位置付け、多面的な観点から一体的かつ持続可能な拠点の形成を図ります。」の文に該当箇所を変更します。
14	7 都市機能誘導区域	・都市機能誘導区域の設定において、長瀬市民センター周辺を指定していただきたい。	丸子地域の中心市街地には、丸子地域自治センター、丸子文化会館、丸子ベルシティ内の各施設、丸子修学館高校等、丸子地域の市民はもとより、武石地域を含む依田窪地域の多くの人々が利用する都市機能施設が集積しており、依田窪地域全体の生活利便性を支える拠点であると考えています。 一方、長瀬市民センター周辺は、地元にお住まいの皆さんにとって大切な生活サービス施設が立地している地区の拠点といえます。 そのため、丸子都市機能誘導区域は記載のとおりとさせていただきます。
15	9 居住誘導区域	・居住誘導区域の設定において、居住系の用途地域が設定されている地域を居住誘導区域に含めていただきたい。 (常入地区、長瀬地域)	居住誘導区域の設定にあたっては、国が示す策定手引きにより、定量的に設定しています。設定手順の中で、居住誘導区域は目標とする年次(概ね 20 年後)においても一定程度の人口密度を保つことが可能とされる区域であることとされており、目標年次における評価の目標値に設定されます。 定量的に検討し、実現性のある計画とするため、記載のとおりとさせていただきます。
16	全体	・中心拠点到一極集中させるコンパクトシティ構想ではなく、郊外居住でも便利に暮らせるよう公共交通等の対策でよいのではないかと。	これまでの交通施策は、公共交通空白地域や不便地域の解消に重点を置いているため、人口分布が拡散すると、市内の交通網も比較的拡散したものとなってしまいます。 したがって、公共交通等の対策のみでは非効率な都市構造のままとなり、人口減少社会における効率的な自治体経営が厳しい状況になると予想できます。 上田市が目指す「コンパクトシティ」とは、中心拠点到人口や都市機能施設を一極集中するものではなく、郊外においても複数の地域の拠点を形成し、拠点間を公共交通ネットワークで充実させる「多極型ネットワーク

			+拠点集約型都市構造」であり、人口減少社会において持続可能な自治体経営実現のためには、この都市構造への転換が重要であると考えています。
--	--	--	---

※類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。